

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 ときがわ町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	3	890	9	890	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	3	2,400	8	2,300	0	50
1	80	キシレン	2	1	5,400	5	4,000	0	1,340
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	1	2,470	7	870	0	1,600
1	300	トルエン	1	3	7,800	2	7,400	0	340
1	320	ノニルフェノール	1	3	580	12	580	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	3	7,200	3	6,300	0	900
1	453	モリブデン及びその化合物	1	3	2,800	6	2,800	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	3	88,000	1	88,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	3	800	10	800	0	0
3	35	メタノール	1	3	780	11	780	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	3	5,600	4	5,600	0	0
		合計	—	—	124,720	—	120,320	0	4,230

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。